



# 次の新型インフルエンザ発生に備える!! ～岡山県・備北保健所における取り組み～

川井睦子

岡山県美作保健所所長

山野井尚美

岡山県保健福祉部健康推進課課長

田辺正樹

三重大学医学部附属病院感染制御部部长(病院教授)

## はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)第6条から第8条において、国、都道府県、および市町村は、行動計画を策定することが定められている<sup>1)</sup>。岡山県においても、特措法に基づき、2013年10月に「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成、2018年1月に、一部変更されたものが、最新の計画として岡山県のウェブサイト<sup>2)</sup>で公開されている。

本稿では、新型インフルエンザ等発生時の実働機関のひとつである、県型保健所の、岡山県備北保健所の取り組みについて報告する。

## 1 岡山県備北保健所とは

備北保健所は岡山県の北西に位置し、高梁市・新見市の2市を管轄している(図1)。総面積1,340.28km<sup>2</sup>、人口59,327人、高齢化率40.35%(2018年10月1日付、毎月流動人口調査)。管内の病院は、救急告示病院6カ所、一般病床100床以上の医療機関1カ所、精神科単科病院1カ所の計8施設で、医療だけでなく、生活の多くを、県南西部医療圏と県南東部医療圏に依存している地域である。

## 2 特措法施行までの取り組み

世界保健機関(WHO)は、1999年に Influenza pandemic preparedness plan : the role of WHO and guide-

lines for national and regional planning を発出した後、2005年に同計画を改訂し、WHO global influenza preparedness plan : The role of WHO and recommendations for national measures before and during pandemics を発出した<sup>3)</sup>。日本においては、2005年のWHOの計画に準じて、2005年11月「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、各都道府県も、国の計画に基づき行動計画を策定した。岡山県においても、2005年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、県計画に基づき訓練を実施した。2006年、岡山空港において、機内での発熱者発生を想定した対応訓練を実施、2007年度以降は、各県民局で訓練を実施する体制となった。

2008年5月に感染症法が改正され、